

[事案 2020-24] 年金支払開始年齢変更請求

・令和2年12月19日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2020-23] の申立人と同一である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、年金支払開始年齢の繰り下げを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成8年4月に契約した個人年金保険について、募集人に対し、年金支払開始前に年金支払開始年齢を65歳から70歳に変更したいと伝えたところ、「70歳からの年金受取とすることはできない。」と回答されたが、実際は変更することはできたことから、年金支払開始年齢を5年繰り下げしてほしい。また、すでに支払われた4年分の年金については、雑収入として確定申告を済ませているので、必要経費の額を考慮した支払い明細書を交付してほしい。

<保険会社の主張>

申立人から、年金支払開始日前に年金支払開始年齢の繰り下げ等の意思を伝えられていたことを、募集人が認めているが、当社のシステムの都合上、遡及対応が困難であるため、真摯な対応を検討する。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。